**平成２２年（フ）第２６５９号**
大阪府門真市大池町10番17号
債務者　勝田　廣光
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第２６９９号**
大阪府大東市中楠の里町16番17号
債務者　木下富美子
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第２８１９号**
大阪府茨木市玉櫛２丁目26番29号
債務者　伊月　　學
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第３０４０号**
大阪府寝屋川市堀溝北町14番５号
債務者　庄司　幸春
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第３１３９号**
大阪府豊中市南桜塚１丁目２番１―612号
債務者　竹田　昨子
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第３４４１号**
大阪府高槻市宮田町２丁目17番37号
債務者　本山　和子
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第３４４８号**
大阪市此花区高見１丁目６番26―1411号
債務者　山本恵利子
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第３４５９号**
大阪市生野区中川６丁目６番23号
債務者　平田　照代
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第３５４２号**
大阪府豊中市庄内西町３丁目10番15―406号
債務者　吉田　聖子
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第３５８２号**
大阪府門真市幸福町15番４―101号
債務者　中橋　清光
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第３６６７号**
大阪市生野区新今里３丁目17番13号井上方
債務者　伊田　勇司
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第３６８５号**
大阪府門真市城垣町14番17号
債務者　木下　伯竹
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第３７１８号**
大阪府東大阪市日下町５丁目８番26号
債務者　林　　洋毅
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第３７７８号**
大阪市住之江区南港中２丁目５番21―421号
債務者　猿渡　美紀
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第３７９８号**
大阪市住吉区万代６丁目14番14―208号
債務者　大里　綾子
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第３８０５号**
大阪市生野区新今里４―５―12サンプラザ今里Ⅰ番館5003、住民票上の住所大阪市浪速区日本橋４丁目２番15―403号
債務者　北浦　真紀
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第３８２３号**
大阪府茨木市島一丁目５番24号　ドミールウエスト303号
債務者　芦ヶ里成美こと　文　　成姫
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第３８２９号**
大阪府守口市南寺方南通３丁目13番７号
債務者　早川　由美
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部